

住宅版エコポイント制度の実施について
(発行エコポイント数等)

1. 発行エコポイント数

(1) エコ住宅の新築

- ・ 1戸あたり 300,000 ポイント

(2) エコリフォーム (①+②+③=300,000 ポイントを1戸あたりの限度とします。)

①窓の断熱改修

窓の大きさの区分及び改修方法に応じて定める以下のポイント数に施工箇所数を乗じて算出したポイント数を発行します。(対象となる窓の仕様例については別添1を参照。)

大きさの区分	1箇所あたりのポイント数			
	内窓設置 ^{※1} 外窓交換 ^{※2}		ガラス交換 ^{※3}	
	面積 ^{※4}	ポイント数	面積 ^{※5}	ポイント数
大	2.8 m ² 以上	18,000 ポイント	1.4 m ² 以上	7,000 ポイント
中	1.6 m ² 以上 2.8 m ² 未満	12,000 ポイント	0.8 m ² 以上 1.4 m ² 未満	4,000 ポイント
小	0.2 m ² 以上 1.6 m ² 未満	7,000 ポイント	0.1 m ² 以上 0.8 m ² 未満	2,000 ポイント

※1 内窓の交換も含みます。

※2 増築等に伴って新設されるものを含みます。

※3 ガラス交換は、交換するガラス1枚あたりにポイントを発行します。

※4 内窓又は外窓のサッシの枠外寸法を測定します。

※5 ガラスの寸法を測定します。

②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

ii) に示す最低使用量以上の断熱材を使用する断熱改修について、i) に示す施工部位ごとにポイント数を発行します。

i) 施工部位別ポイント数

施工部位別ポイント数		
外壁	屋根・天井	床
100,000 ポイント	30,000 ポイント	50,000 ポイント

ii) 断熱材の1戸あたりの最低使用量

一戸建ての住宅

[単位：m³]

断熱材区分※ ¹	断熱材最低使用量		
	外壁	屋根・天井	床※ ²
A-1	6.0	6.0	3.0
A-2			
B			
C			
D	4.0	3.5	2.0
E			
F			

※1 断熱材の各区分の内容については別添2を参照。

※2 基礎断熱の場合の最低使用量は、床の最低使用量に0.3を乗じた値とします。

共同住宅等

[単位：m³]

断熱材区分※ ¹	断熱材最低使用量		
	外壁	屋根・天井	床※ ²
A-1	1.7	4.0	2.5
A-2			
B			
C			
D	1.1	2.5	1.5
E			
F			

※1 断熱材の各区分の内容については別添2を参照。

※2 基礎断熱の場合の最低使用量は、床の最低使用量に0.15を乗じた値とします。

③バリアフリー改修（50,000ポイントを1戸あたりの限度とします。）

①又は②の改修と一体的に行うバリアフリー改修について、施工内容に応じて以下のポイント数を発行します。

施工内容※		ポイント数
手すりの設置	○浴室の手すり設置	箇所数にかかわらず 5,000ポイント
	○便所の手すり設置	箇所数にかかわらず 5,000ポイント
	○洗面所の手すり設置	箇所数にかかわらず 5,000ポイント
	○浴室・便所・洗面所以外の居室の手すり設置	箇所数にかかわらず 5,000ポイント
	○廊下・階段の手すり設置	箇所数にかかわらず 5,000ポイント
段差解消	○屋外に面する出入り口（玄関・勝手口等）の段差解消工事	箇所数にかかわらず 5,000ポイント
	○浴室の段差解消工事	箇所数にかかわらず 5,000ポイント
	○屋内（浴室を除く）の段差解消工事	箇所数にかかわらず 5,000ポイント
廊下幅等の 拡張	○通路の幅を拡張する工事	箇所数にかかわらず 25,000ポイント
	○出入口の幅を拡張する工事	箇所数にかかわらず 25,000ポイント

※各施工内容は、原則バリアフリー改修促進税制の取り扱いに準じます。（バリアフリー改修促進税制の取り扱いについては別添3を参照。）

2. 即時交換

(1) エコリフォームの即時交換

ポイントを充当することにより住宅の質の向上を図るため、エコリフォームによって取得したエコポイントを、当該エコリフォームを行う工事施工者が追加的に実施する工事の費用に充当できるものとします。

①申請方法

原則として、事務局が各都道府県に設ける受付窓口での申請に限ります。(郵送での申請は認められません。) 即時交換の申請は、エコポイントの申請と同時にする必要があります。

②申請に必要な追加情報

- ・ 工事施工者の名称、住所、建設業許可番号（許可業者の場合）
- ・ 即時交換対象工事の工事期間
- ・ 即時交換対象工事の工事内容
- ・ 工事施工者の口座番号（受付窓口で通帳の写し等で記載内容を確認します。）
- ・ 工事写真（即時交換対象工事の内容がわかるもの。工事内容ごとに1枚。）

③即時交換の対象となる工事

ポイントの発行対象となるリフォーム工事の工事施工者が当該リフォーム工事に追加的に実施する工事。

(2) エコ住宅の新築の即時交換

ポイントを充当することにより住宅の質の向上を図るため、エコ住宅の新築によって取得したエコポイントを、当該新築工事を行う工事施工者が追加的に実施する工事の費用に充当できるものとします。

①申請方法

原則として、事務局が各都道府県に設ける受付窓口での申請に限ります。(郵送での申請は認められません。) 即時交換の申請は、エコポイントの申請と同時にする必要があります。

②申請に必要な追加情報

- ・ 工事施工者の名称、住所、建設業許可番号（許可業者の場合）
- ・ 即時交換対象工事の工事期間
- ・ 即時交換対象工事の工事内容
- ・ 工事施工者の口座番号（窓口で通帳の写し等で記載内容を確認します。）
- ・ 工事写真（即時交換対象工事の内容がわかるもの。工事内容ごとに1枚。）

③即時交換の対象となる工事

エコ住宅の新築工事の工事施工者が当該新築工事に追加的に実施する工事。

※ 追加的に実施する工事が新築工事と一体的に行われる場合も対象となります。

3. ポイント発行の申請期限等

(1) ポイント発行の申請期限

工事種類	建て方等	ポイント発行申請の期限
エコリフォーム※	一戸建ての住宅 共同住宅等	平成 23 年 3 月 31 日まで
エコ住宅の 新築工事※	一戸建ての住宅	平成 23 年 6 月 30 日まで
	共同住宅等	平成 23 年 12 月 31 日まで (ただし、11 階建て以上のものは平成 24 年 12 月 31 日まで)

※平成 22 年 12 月 31 日までにエコリフォームの工事に着手又はエコ住宅の建築着工したものが対象になります。

(2) ポイントの交換申請期限

平成 25 年 3 月 31 日までポイントの交換申請をすることができます。

4. コールセンターの設置

○ 1 月 18 日より、住宅版エコポイント制度の相談窓口を以下のとおり設置します。

- ・電話番号 0570-071-077 (土日、祝日も受け付けます。)
- ・受付時間 10:00~18:00

○ ご利用いただけない場合 (IP 電話、PHS など)、以下の窓口でも相談を受け付けます。

- ・電話番号 03-3261-9358 ((財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター)
(土日、祝日も受け付けます。)
- ・受付時間 10:00~12:00, 13:00~17:00

(別添1) エコリフォームの対象となる窓の仕様例

地域区分	建具の種類又はその組合せ	代表的なガラスの組合せ例
I 及び II	<p>次のイ、ロ又はハに該当するもの</p> <p>イ 三重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率(単位 1平方メートル1度につきワット。以下同じ。)が1.91以下であるもの</p> <p>ロ 二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が1.51以下であるもの</p> <p>ハ 二重構造のガラス入り建具で、少なくとも一方の建具が木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が1.91以下であるもの</p> <p>次のイ又はロに該当するもの</p> <p>イ 一重構造のガラス入り建具で、木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が2.08以下であるもの</p> <p>ロ 一重構造のガラス入り建具で、木又はプラスチックと金属との複合材料製であり、ガラス中央部の熱貫流率が2.08以下であるもの</p>	<p>イの場合、ガラス単板入り建具の三重構造であるもの</p> <p>ロの場合、ガラス単板入り建具と低放射複層ガラス(空気層12ミリメートルのもの)入り建具との二重構造であるもの</p> <p>ハの場合、ガラス単板入り建具と複層ガラス(空気層12ミリメートルのもの)入り建具との二重構造であるもの</p> <p>低放射複層ガラス(空気層12ミリメートルのもの)又は三層複層ガラス(空気層各12ミリメートルのもの)入り建具であるもの</p>
III	<p>次のイ、ロ又はハに該当するもの</p> <p>イ 二重構造のガラス入り建具で、少なくとも一方の建具が木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が2.91以下であるもの</p> <p>ロ 二重構造のガラス入り建具で、枠が金属製熱遮断構造であり、ガラス中央部の熱貫流率が2.91以下であるもの</p> <p>ハ 二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が2.30以下であるもの</p> <p>次のイ又はロに該当するもの</p> <p>イ 一重構造のガラス入り建具で、木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が3.36以下であるもの</p> <p>ロ 一重構造のガラス入り建具で、金属製熱遮断構造又は木若しくはプラスチックと金属との複合材料製であり、ガラス中央部の熱貫流率が3.01以下であるもの</p>	<p>イ又はロの場合、ガラス単板入り建具の二重構造であるもの</p> <p>ハの場合、ガラス単板入り建具と複層ガラス(空気層6ミリメートルのもの)入り建具との二重構造であるもの</p> <p>イの場合、複層ガラス(空気層6ミリメートルのもの)入り建具であるもの</p> <p>ロの場合、ガラス単板二枚使用(中間空気層12ミリメートル以上のもの)、複層ガラス(空気層12ミリメートルのもの)又は低放射複層ガラス(空気層6ミリメートルのもの)入り建具であるもの</p>

IV 及 び V	二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が 4.00 以下であるもの	ガラス単板入り建具の二重構造であるもの
	一重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が 4.00 以下であるもの	ガラス単板 2 枚使用（中間空気層 12 ミリメートル以上のもの）又は複層ガラス（空気層 6 ミリメートルのもの）入り建具であるもの
VI	一重構造のガラス入り建具で、ガラスの日射侵入率が 0.43 以下のもの	遮熱低放射複層ガラス（空気層 6 ミリメートル以上のもの）又は熱線反射ガラス 3 種入り建具であるもの
<p>1 ガラス中央部の熱貫流率は、日本工業規格 R3107 - 1998（板ガラス類の熱抵抗及び建築における熱貫流率の算定方法）又は日本工業規格 A 1420 - 1999（建築用構成材の断熱性測定方法）に定める測定方法によるものとする。</p> <p>2 「低放射複層ガラス」とは、低放射ガラスを使用した複層ガラスをいい、日本工業規格 R 3106-1998（板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法）に定める垂直放射率が 0.20 以下のガラスを 1 枚以上使用したもの又は垂直放射率が 0.35 以下のガラスを 2 枚以上使用したものをいう。</p> <p>3 「金属製熱遮断構造」とは、金属製の建具で、その枠又は框等の中間部をポリ塩化ビニル材等の断熱性を有する材料で接続した構造をいう。以下同じ。</p>		

※上記と同等以上の性能を有することを確認することができる内窓設置、外窓交換、ガラス交換については、これによらず、エコリフォームのポイント発行の対象とすることができます。

※引戸、ドアについては住宅版エコポイントの対象となりません。

(別添2)

断熱材区分	熱伝導率 [W/(m ² ・K)]	断熱材の種類例
A-1	0.052~0.051	<ul style="list-style-type: none"> ・吹込み用グラスウール (施工密度 13K、18K) ・タタミボード (15mm) ・A級インシュレーションボード (9mm) ・シージングボード (9mm)
A-2	0.050~0.046	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用グラスウール断熱材 10K 相当 ・吹込み用ロックウール断熱材 25K
B	0.045~0.041	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用グラスウール断熱材 16K 相当 ・住宅用グラスウール断熱材 20K 相当 ・A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板 4号 ・A種ポリスチレンフォーム保温板 1種 1号 ・A種ポリスチレンフォーム保温板 1種 2号
C	0.040~0.035	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用グラスウール断熱材 24K 相当 ・住宅用グラスウール断熱材 32K 相当 ・高性能グラスウール断熱材 16K 相当 ・高性能グラスウール断熱材 24K 相当 ・高性能グラスウール断熱材 32K 相当 ・吹込用グラスウール断熱材 30K、35K 相当 ・住宅用ロックウール断熱材 (マット) ・ロックウール断熱材 (フェルト) ・ロックウール断熱材 (ボード) ・A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板 1号 ・A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板 2号 ・A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板 3号 ・A種押出法ポリスチレンフォーム保温板 1種 ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム A種 3 ・A種ポリエチレンフォーム保温板 2種 ・A種フェノールフォーム保温板 2種 1号 ・A種フェノールフォーム保温板 3種 1号 ・A種フェノールフォーム保温板 3種 2号 ・吹込用セルローズファイバー 25K ・吹込用セルローズファイバー 45K、55K ・吹込用ロックウール断熱材 65K 相当
D	0.034~0.029	<ul style="list-style-type: none"> ・高性能グラスウール断熱材 40K 相当 ・高性能グラスウール断熱材 48K 相当 ・A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板特号 ・A種押出法ポリスチレンフォーム保温板 2種 ・A種硬質ウレタンフォーム保温板 1種 ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム A種 1 ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム A種 2 ・A種ポリエチレンフォーム保温板 3種 ・A種フェノールフォーム保温板 2種 2号
E	0.028~0.023	<ul style="list-style-type: none"> ・A種押出法ポリスチレンフォーム保温板 3種 ・A種硬質ウレタンフォーム保温板 2種 1号 ・A種硬質ウレタンフォーム保温板 2種 2号 ・A種硬質ウレタンフォーム保温板 2種 3号 ・A種硬質ウレタンフォーム保温板 2種 4号 ・A種フェノールフォーム保温板 2種 3号
F	0.022 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・A種フェノールフォーム保温板 1種 1号 ・A種フェノールフォーム保温板 1種 2号

(別添3)

対象工事	概要	詳細
手すりの設置	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事	手すりを転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として取り付けるものをいい、取付けに当たって工事（ネジ等で取り付ける簡易なものを含む。）を伴わない手すりの取付けは含まれないが、一体工事として手すりを取り付ける工事に伴って行う壁の下地補強や電気スイッチ、コンセントの移設等の工事は含まれる。
段差解消	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあつては、段差を小さくする工事を含む。）	敷居を低くしたり、廊下のかさ上げや固定式スロープの設置等を行う工事をいい、取付けに当たって工事を伴わない段差解消板、スロープ等の設置は含まれないが、一体工事として廊下のかさ上げ工事に伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事は含まれる。
廊下幅等の拡張	介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事	通路又は出入口（以下「通路等」という。）の幅を拡張する工事であつて、工事後の通路等（当該工事が行われたものに限る。）の幅が、おおむね 750mm 以上（浴室の出入口にあつてはおおむね 600mm 以上）であるものをいい、具体的には、壁、柱、ドア、床材等の撤去や取替え等の工事が想定される。通路等の幅を拡張する工事と併せて行う幅木の設置、柱の面取りや、通路等の幅を拡張する工事に伴って取替えが必要となった壁の断熱材入りの壁への取替え等の工事は一体工事として含まれる。